

動物用医薬品店舗販売業者の皆さまへ

変更届出が必要な事項の再確認をお願いします!!

薬事法及び薬剤師法の一部を改正する法律(法律第103号)が平成26年6月12日に施行されたことに伴い、動物用医薬品販売業の許可に関する事項が改正されました。

また薬事法等の一部を改正する法律(平成25年法律第84号)が平成26年11月25日付けで施行されました。これにより薬事法の題名を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改める他関係省令、通知等も改正されています。

現在、動物用医薬品店舗販売業を取得している方は、もう一度変更届出が必要な事項を確認して下さい。

動物用医薬品店舗販売業許可関係事項変更届出が必要な事項

【事後に届出する事項】※変更後30日以内

1. 氏名もしくは名称又は住所
2. 店舗の構造設備の主要部分
3. 業務を行う役員(法人の場合)
4. 医薬品の区分(指定医薬品か指定医薬品以外の医薬品)
5. 併せ行う業務の種類
6. 店舗管理者の氏名又は住所
7. 店舗管理者以外の薬剤師又は登録販売者の変更

【事前に届出する事項】

1. 相談に応ずる電話番号その他の連絡先
2. 特定販売の実施の有無
3. 特定販売に係る事項(通信手段、医薬品の区分など)

申請様式は西部家畜保健衛生所ホームページの「獣医事および動物薬事の手続き」の「動物用医薬品販売業等の申請・届出様式」を参照して下さい。

<http://www.pref.yamanashi.jp/chikusan/doubutuyakuji.html>

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律

第八十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第十条第一項(第三十八条、第四十条第一項及び第二項並びに第四十条の七第一項において準用する場合を含む。)又は第二項(第三十八条第一項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者

**動物用医薬品の販売、動物用医療機器等の販売・貸与に関する
お問合わせは山梨県西部家畜保健衛生所(防疫薬事課)まで
電話・・・0551-22-0771 FAX・・・0551-22-6728**

動物用医薬品特例店舗販売業者の皆さまへ

変更届出が必要な事項の再確認をお願いします!!

薬事法及び薬剤師法の一部を改正する法律(法律第103号)が平成26年6月12日に施行されたことに伴い、動物用医薬品販売業の許可に関する事項が改正されました。

また薬事法等の一部を改正する法律(平成25年法律第84号)が平成26年11月25日付けで施行されました。これにより薬事法の題名を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改める他関係省令、通知等も改正されています。

現在、動物用医薬品特例店舗販売業を取得している方は、もう一度変更届出が必要な事項を確認して下さい。

動物用医薬品店舗販売業許可関係事項変更届出が必要な事項

【事後に届出する事項】※変更後30日以内

1. 氏名もしくは名称又は住所
2. 店舗の構造設備の主要部分
3. 業務を行う役員(法人の場合)
4. 医薬品の区分(指定医薬品か指定医薬品以外の医薬品)
5. 併せ行う業務の種類
6. 取扱う医薬品の品目(廃止する場合に限る)

※品目を追加する場合は「動物用医薬品特例店舗販売指定品目変更(追加指定)申請書」にて申請して下さい。

【事前に届出する事項】

1. 相談に応ずる電話番号その他の連絡先
2. 特定販売の実施の有無
3. 特定販売に係る事項(通信手段、医薬品の区分など)

申請様式は西部家畜保健衛生所ホームページの「獣医事および動物薬事の手続き」の「動物用医薬品販売業等の申請・届出様式」を参照して下さい。

<http://www.pref.yamanashi.jp/chikusan/doubutuyakuji.html>

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律

第八十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第十条第一項(第三十八条、第四十条第一項及び第二項並びに第四十条の七第一項において準用する場合を含む。)又は第二項(第三十八条第一項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者

動物用医薬品の販売、動物用医療機器等の販売・貸与に関する
お問合わせは山梨県西部家畜保健衛生所(防疫薬事課)まで
電話・・・0551-22-0771 FAX・・・0551-22-6728

動物用医薬品卸売販売業者の皆さまへ

変更届出が必要な事項の再確認をお願いします!!

薬事法及び薬剤師法の一部を改正する法律(法律第103号)が平成26年6月12日に施行されたことに伴い、動物用医薬品販売業の許可に関する事項が改正されました。

また薬事法等の一部を改正する法律(平成25年法律第84号)が平成26年11月25日付けで施行されました。これにより薬事法の題名を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改める他関係省省令、通知等も改正されています。

現在、動物用医薬品卸売販売業を取得している方は、もう一度変更届出が必要な事項を再確認して下さい。

動物用医薬品卸売販売業許可関係事項変更届出が必要な事項

1. 氏名もしくは名称又は住所
2. 営業所の名称
3. 医薬品営業所管理者の氏名又は住所
4. 医薬品営業所管理者以外の薬剤師又は登録販売者
5. 営業所の構造設備の主要部分
6. 業務を行う役員(法人の場合)
7. 併せ行う業務の種類

提出期限: 変更後30日以内

申請様式は西部家畜保健衛生所ホームページの「獣医事および動物薬事の手続き」の「動物用医薬品販売業等の申請・届出様式」を参照して下さい。

<http://www.pref.yamanashi.jp/chikusan/doubutuyakuji.html>

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律

第八十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第十条第一項(第三十八条、第四十条第一項及び第二項並びに第四十条の七第一項において準用する場合を含む。)又は第二項(第三十八条第一項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者

**動物用医薬品の販売、動物用医療機器等の販売・貸与に関する
お問合わせは山梨県西部家畜保健衛生所(防疫薬事課)まで
電話・・・0551-22-0771 FAX・・・0551-22-6728**

動物用高度管理医療機器等販売・貸与業者の皆さまへ

変更届出が必要な事項の再確認をお願いします!!

薬事法及び薬剤師法の一部を改正する法律(法律第103号)が平成26年6月12日に施行されたことに伴い、動物用医薬品販売業の許可に関する事項が改正されました。

また薬事法等の一部を改正する法律(平成25年法律第84号)が平成26年11月25日付けで施行されました。これにより薬事法の題名を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改める他関係省省令、通知等も改正されています。

現在、動物用高度管理医療機器等販売・貸与業を取得している方は、もう一度変更届出が必要な事項を確認して下さい。

動物用高度管理医療機器等販売・貸与業許可関係事項 変更届出が必要な事項

1. 氏名もしくは名称又は住所
2. 営業所の名称
3. 高度管理医療機器等営業所管理者の氏名又は住所
4. 営業所の構造設備の主要部分
5. 業務を行う役員(法人の場合)
6. 取り扱う高度管理医療機器等の品目
7. 併せ行う業務の種類

提出期限: 変更後30日以内

申請様式は西部家畜保健衛生所ホームページの「獣医事および動物薬事の手続き」の「動物用医薬品販売業等の申請・届出様式」を参照して下さい。

<http://www.pref.yamanashi.jp/chikusan/doubutuyakuji.html>

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律

第八十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第十条第一項(第三十八条、第四十条第一項及び第二項並びに第四十条の七第一項において準用する場合を含む。)又は第二項(第三十八条第一項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者

**動物用医薬品の販売、動物用医療機器等の販売・貸与に関する
お問合わせは山梨県西部家畜保健衛生所(防疫薬事課)まで
電話・・・0551-22-0771 FAX・・・0551-22-6728**

動物用管理医療機器等販売・貸与業者の皆さまへ

変更届出が必要な事項の再確認をお願いします!!

薬事法及び薬剤師法の一部を改正する法律(法律第103号)が平成26年6月12日に施行されたことに伴い、動物用医薬品販売業の許可に関する事項が改正されました。

また薬事法等の一部を改正する法律(平成25年法律第84号)が平成26年11月25日付けで施行されました。これにより薬事法の題名を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改める他関係省省令、通知等も改正されています。

現在、動物用管理医療機器等販売・貸与業を届出ている方は、もう一度変更届出が必要な事項を確認して下さい。

動物用管理医療機器等販売・貸与業届出関係事項 変更届出が必要な事項

1. 氏名もしくは名称又は住所
2. 営業所の名称
3. 管理医療機器等営業所管理者の氏名又は住所
4. 営業所の構造設備の主要部分
5. 併せ行う業務の種類

提出期限: 変更後30日以内

申請様式は西部家畜保健衛生所ホームページの「獣医事および動物薬事の手続き」の「動物用医薬品販売業等の申請・届出様式」を参照して下さい。

<http://www.pref.yamanashi.jp/chikusan/doubutuyakuji.html>

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律

第八十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第十条第一項(第三十八条、第四十条第一項及び第二項並びに第四十条の七第一項において準用する場合を含む。)又は第二項(第三十八条第一項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者

**動物用医薬品の販売、動物用医療機器等の販売・貸与に関する
お問い合わせは山梨県西部家畜保健衛生所(防疫薬事課)まで
電話・・・0551-22-0771 FAX・・・0551-22-6728**